

10月の相談窓口

※相談は無料です。秘密は固く守られますのでお気軽にご利用ください。
なお、いずれも正午～午後1時と祝日は休みます。

名 称	と き		と こ ろ	問い合わせ
市 民 相 談	毎週(月)～(金)	午前 8 時30分～午後 5 時	市役所相談室(北庁舎 1 階)	市民課相談係 ☎(71)2222
弁護士による法律相談	第 1 ～ 4 (金)	午後 1 時～ 5 時		
	要予約… 9 月24日(木)午前 9 時から(先着各 8 人)			
司法書士による法律相談	5 日(月)・ 19 日(月)	午後 1 時～ 4 時		
	要予約… 9 月24日(木)午前 9 時から(先着各 6 人)			
交 通 事 故 相 談	7 日(木)・ 21 日(木)	午後 1 時～ 4 時30分		
	要予約… 9 月24日(木)午前 9 時から(先着各 7 人)			
行 政 相 談	6 日(火)・ 20 日(火)	午前 9 時～午後 3 時		
人 権 相 談	13 日(火)・ 27 日(火)	午前 9 時～午後 3 時		
消 費 生 活 相 談	毎週(火)・ (木)	午前 9 時～午後 3 時30分		
相続登記測量相談	26 日(月)	午後 1 時～ 3 時		
女性悩みごと相談	14 日(木)・ 28 日(木)	午前10時～午後 4 時		
年 金 相 談	1 日(木)	午前10時～午後 3 時		
外 国 人 相 談	毎週(月)	午前 9 時～正午		
労 働 相 談	8 日(木)	午後 1 時～ 4 時		
税 務 相 談	5 日(月)	午後 1 時30分～ 4 時	市役所第 7 会議室	市民税課 ☎(71)2213
	※予約優先。11月 5 日(木)も予約可。			
職業相談・紹介	毎週(月)～(金)	午前 9 時～午後 5 時	市役所西会館	商工課 ☎(71)2235
母 子 相 談	毎週(月)～(金)	午前 8 時30分～午後 5 時15分	市役所社会福祉課	社会福祉課 ☎(71)2224
児 童 相 談	毎週(月)～(金)	午前 8 時30分～午後 5 時15分		
内 職 相 談	毎週(金)	午前10時～午後 3 時	市役所西会館	
母子家庭就業相談	14 日(木)	午後 2 時～ 4 時		
子 育 て 相 談	毎週(月)～(金)	午前 9 時～午後 5 時	子育て支援センター(錦・二本木・あけぼの・根崎・さくら保育園内)	子育て支援センター ☎(73)6336
ボランティア相談	毎週(火)・(木)・(土) ※13日(火)を除く。	午前10時～午後 3 時	社会福祉会館	社会福祉協議会総務課 ☎(77)2941
心 配 ご と 相 談	毎週(火)	午前 9 時～午後 3 時	総合福祉センター	社会福祉協議会地域福祉課(総合福祉センター内) ☎(77)7889
	3 日(土)・ 17 日(土)▶総合(3 日を除く)・桜井・北部福祉センター			
	10 日(土)・ 24 日(土)▶安祥公民館、中部・西部・作野福祉センター			
	7 日(木)・ 21 日(木)▶南部公民館 ※時間はいずれも午後 1 時～ 4 時。電話相談も可。			
子どもの生活相談	9 日(金)・ 23 日(金)	午後 1 時30分・ 3 時	総合福祉センター	
	要予約…前日までに			
福 祉 法 律 相 談	21 日(木)	午後 1 時～ 4 時		
	要予約…前日までに			
障 害 者 相 談	8 日(木)	午前 9 時～正午		
	電話相談も可。			
教育相談／心の電話	毎週(月)～(金)	午前 9 時～午後 5 時	教育センター	教育センター ☎(76)9674
臨床心理士による ふれあい相談／就学相談	毎週(月)～(金)	午前10時～午後 5 時		
要予約…随時				

10月の診療時間外当番医

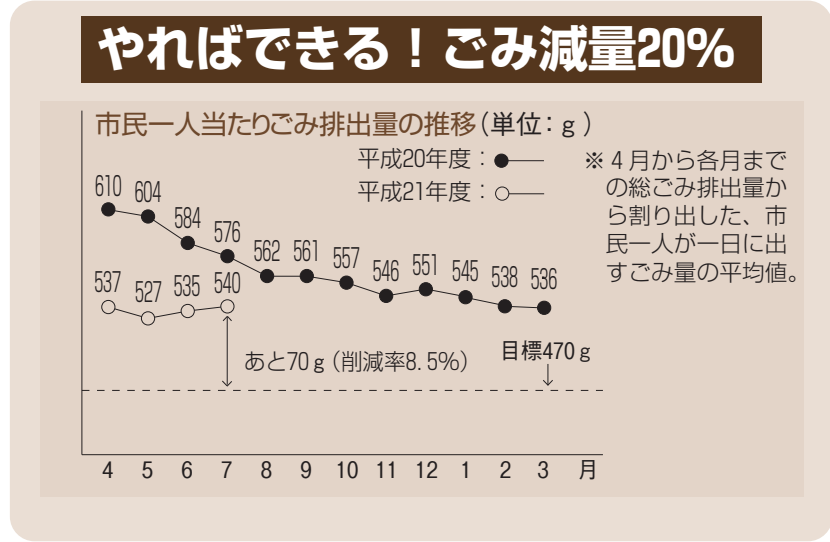
※急病のとき、診療時間外の医師へのかかり方は、以下のとおりです。

- ①まず、かかりつけ医にお問い合わせください。
- ②かかりつけ医が不在のとき
平日夜間(午後6時～9時)の場合▶右表の当番医へ
(土)夜間、(日)、(祝)、(休)の場合▶安城市休日急病診療所
(市保健センターに併設／横山町／☎<76>2022)へ
診療科目➡内科・小児科
受付時間➡午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分、午後5時30分～9時
診療時間➡午前9時～正午、午後1時～5時、午後5時30分～9時30分
※健康保険証を必ずご持参ください。
- ③上記の救急医療機関が利用できないとき
救急医療情報センター(刈谷市／☎0566<36>1133)へ
内容➡症状に応じて診療可能な最寄りの医療機関を、
24時間365日体制で紹介します。
※小児の場合は小児救急電話相談もご利用ください。
受付時間➡(土)、(日)、(祝)、(休)の午後7時～11時
電話番号➡#8000(短縮番号)、☎052<263>9909(携帯電話など短縮が使えない場合)
- ④①～③の医療機関などで診断や治療が困難なとき
第2次救急医療施設▶八千代病院(住吉町／☎<97>8111)、FAX受付➡FAX<98>6191／平日午前8時30分～午後5時
第3次救急医療施設▶安城更生病院(安城町／☎<75>2111)、FAX受付➡FAX<76>4335／24時間可、返信希望の場合はその旨を明記のこと
- ⑤休日救急歯科診療
安城市休日急病診療所(市保健センターに併設／横山町／☎<76>2022)へ
受付時間➡(日)、(祝)、(休)の午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分(夜間診療は実施しません。)
診療時間➡午前9時～正午、午後1時～5時
※診療所の診療は緊急的な応急処置のみとなります。
健康保険証を必ずご持参ください。

平日夜間(午後 6 時～ 9 時)の当番医					
医 療 機 関 名					
1	木	つばいセントラルクリニック (三河安城東町) ☎(76)1720	19	月	藤井ハートクリニック (安 城 町) ☎(71)5151
2	金	松本こどもクリニック (百 石 町) ☎(77)6781	20	火	松 原 医 院 (東 栄 町) ☎(96)1551
5	月	鳥 居 内 科 (昭 和 町) ☎(76)4072	21	水	ゆ ば ク リ ニ ッ ク (篠 目 町) ☎(71)3456
6	火	沓 名 医 院 (和 泉 町) ☎(92)0010	22	木	野 村 内 科 (今 池 町) ☎(98)0725
7	水	加 藤 内 科 (箕 輪 町) ☎(76)2859	23	金	清 水 医 院 (高 棚 町) ☎(92)0772
8	木	清 水 ク リ ニ ッ ク (桜 井 町) ☎(73)3373	26	月	い な が き 医 院 (桜 井 町) ☎(99)0210
9	金	いしかわハーブクリニック (横 山 町) ☎(72)8525	27	火	とどろき内科循環器科 (今 池 町) ☎(97)0070
13	火	神谷こども内科クリニック (別 郷 町) ☎(77)8422	28	水	鷹 津 内 科 循 環 器 科 (三河安城本町) ☎(71)3335
14	水	横 山 医 院 (桜 井 町) ☎(99)0069	29	木	岡 田 内 科 (堀 内 町) ☎(99)2370
15	木	のもと内科・小児科 (篠 目 町) ☎(79)3888	30	金	根本内科循環器科クリニック (大 山 町) ☎(71)2556
16	金	近 藤 医 院 (高 棚 町) ☎(92)6850			

インフルエンザは予防から！
手洗い、うがい、せきエチケットが基本です。

発熱、せき・のどの痛みなどの呼吸器症状がある人は、かかりつけ医・一般医療機関へ電話でご相談ください。インフルエンザと診断された場合、出勤・登校・登園などは、医師の指示に従ってください。



¥ 今月の納税など

納 付 期 限：9月30日(木)
口座振替日：9月30日(木)

▶国民健康保険税 第3期

▶後期高齢者医療保険料 第3期

▶介護保険料 第3期

▶保育園保育料

▶幼稚園授業料

▶市営住宅使用料

▶児童クラブ育成料

▶水道料金・下水道使用料 (J R 東海道本線以南)

市税の納税は便利な口座振替で！

¥ 土曜納税窓口

期 間▶9月26日(土)
午前8時30分～午後5時

ところ▶市民税課
※市税の納税のみ(納付書持参のこと)。

Guichê para o pagamento de impostos
Data: 26 de setembro (sábado)
Horário: 8:30 ~ 17:00
Local: Prefeitura de Anjo - Depto. de Impostos Municipais (*Shiminzei-ka*)
※Somente consultas e pagamentos de Imposto Municipal (Traga o boleto de pagamento)

Tax Payment Consultation will be open on
Saturday, September 26, from 8:30 a.m. to 5:00 p.m.
Location: Anjo City Hall Residential Tax Department (*Shiminzei-ka*)
※City Tax can be paid at this desk. Please bring your notification.

安城市民憲章

わたくしたちは、
◎たがいに助け合い、住みよいまちをつくりましょう。
◎きまりを守り、良い習慣を育てましょう。
◎自然を愛し、きれいな水とみどりのまちをつくりましょう。
◎教養を高め、若い力を育てましょう。
◎健康で、明るく楽しい家庭をつくりましょう。